

見附市告示第39号

見附市地域ふるさとづくり活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

見附市長 稲田 亮

見附市地域ふるさとづくり活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市地域ふるさとづくり活動交付金交付要綱（平成19年見附市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第1条中「見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号）に定めるもののほか、地域住民によるふるさとづくり活動の展開によって地域課題の解決及び地域の活性化を推進し、さらに地域の振興を図っていく」を「地域課題の解決及び地域活性化の推進により地域の振興を図る」に、「行う活動」を「実施するふるさとづくり活動」に改め、「ことに関し」の次に「見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号）に定めるもののほか」を加える。

第2条第2号ア中「すべて」を「全て」に改め、同号エ中「又は市長が指定する期日までに策定する予定のあること」を削り、同条第3号中「当該地区の住民が自ら定めた」を「当該地域コミュニティのふるさとづくり活動等に関する」に改める。

第3条の見出しを「（交付対象活動）」に改める。

第4条第1項中「直接」を削り、同条第2項第1号中「ただし、」を削り、同項第2号中「、その他」を「その他」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 前2号のほか、単に個人に金品等を配布するために要する経費

第5条を次のように改める。

（交付金の額等）

第5条 交付金の額は、交付対象経費の額とし、次の各号に掲げる経費の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

（1） 活動費 次の表に掲げる算定区分に応じて、それぞれに定める算定額を合計した額

算定区分	算定額
------	-----

均等割	230,000円
人口割	住民基本台帳による当該年度の4月1日現在の地域コミュニティの人口（ふるさとづくり活動の活動範囲となる地域の人口をいう。以下この表において同じ。）に200円を乗じて得た額
高齢者加算	住民基本台帳による当該年度の4月1日現在の65歳以上の地域コミュニティの人口に200円を乗じて得た額
子ども加算	住民基本台帳による当該年度の4月1日現在の18歳以下の地域コミュニティの人口に250円を乗じて得た額
人口激減加算	次の各号に掲げる住民基本台帳による当該年度の4月1日現在の地域コミュニティの人口を基準としたその直近5年間における地域コミュニティの人口の減少率に応じて、当該各号に定める額 (1) 5パーセント以上10パーセント未満 当該人口に10円（地域コミュニティ交通支援事業の一環として定期運行を実施する場合にあっては、20円）を乗じて得た額 (2) 10パーセント以上 当該人口に20円（地域コミュニティ交通支援事業の一環として定期運行を実施する場合にあっては、30円）を乗じて得た額
チャレンジ枠（地域課題の解決及び地	400,000円を基本額とし、当該

域の活性化を図るため、新設し、又は 拡充して実施する事業に要する経費を 対象に加算するものをいう。)	事業を実施するために必要と認める額
--	-------------------

(2) 人件費 地域コミュニティがその事務を行う職員を雇用するために要する賃金、社会保険料等の相当額として、次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに掲げる方法により算定した額の合計額

ア 賃金 市長が適当と認める勤務時間、単価等に基づく算定による。

イ 私有自動車借上料 市長が必要と認めた額とし、その上限額を1月当たり4,000円とする。

ウ 健康保険料 法令に定める基準による。

エ 厚生年金保険料 法令に定める基準による。

オ 児童手当拠出金 法令に定める基準による。

カ 雇用保険料 法令に定める基準による。

キ 労災保険料 法令に定める基準による。

ク 健康診断料 実費額による。

(3) 地域コミュニティ交通支援事業費 燃料代実費相当額及び地域コミュニティが交通支援事業を実施するために市長が必要と認めた額の合計額

2 市長が特に必要と認めた場合は、前項に規定する上限額に市長が必要と認める額を加算するものとする。

3 交付金の精算は、第1項第1号から第3号までの規定に基づき交付した額ごとに行うものとする。ただし、同項第1号に規定するチャレンジ枠にあっては、その額のみを対象に精算する。

第7条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条の見出し中「指令等」を「通知」に改め、同条中「ときは」を「場合にあっては」に、「内容および」を「内容及び」に、「において必要があるときは」を「にあっては」に、「および理由」を「及びその理由」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「あるいは」を「又は」に改める。

第10条中「交付団体」を「交付金の交付を受けた地域コミュニティ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に交付の決定を受けた地域ふるさとづくり活動交付金については、なお従前の例による。